

## 表 彰 基 準

- 過去に本会の表彰を受けた者を除く。
- 本会の会員組合、又は会員組合事業所に勤務していること。
- 年数の算定にあたっては、令和7年3月31日現在とする。
- 各表彰基準は以下の通りとする。

### 【組合功労者】

#### ※平成25年4月1日以前に就任した方が対象

組合功労者は、組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 組合の役員であること。
- (2) **通算12年以上**組合経営又は組合運動の経歴を有すること。
- (3) 組合員の信頼が厚く、人格・識見ともに卓越していること。

- [注] ○ 組合設立時に就任された役員は、組合の設立年月日より起算するものとする。  
○ 組合功労者は、現在役員であり、かつ役員として通算12年以上であること。

### 【組合優秀事務局専従者】

#### ※男性は平成27年4月1日、

#### 女性は平成29年4月1日以前から勤務している方が対象

組合優秀事務局専従者は、指導力に優れ業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる資格を備える者でなければならない。

また、組合の工場管理者、技術指導者、主任検査員及びこれに準ずる要職にある者を含む。

- (1) **10年以上(女性は8年以上)**の勤続者であること。
- (2) 責任感が旺盛で指導者としての人格・識見がともに優れていること。

- [注] ○ 専ら組合業務に従事し、組合との雇用関係があること。

### 【永年勤続従業員】

#### ※男性は平成17年4月1日、

#### 女性は平成22年4月1日以前から勤務している方が対象

永年勤続従業員は、同一組合員事業所に**20年以上(女性は15年以上)**勤務し、成績優秀な者で、かつ他の範とするにたる者でなければならない。

- [注] ○ 取締役等役員の職にある者は、永年勤続従業員としては対象外になります。